

生活保護法関係文書・データの保存状況について

資料 2 - 2

回答自治体数 **906** (回答率100%)
 (保護の実施機関数)

※ 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（令和7年8月）

※ 精査中のため、今後変更がありうる

※ 令和7年11月4日時点

問1－1 平成25年8月以降の「保護決定調書（基準生活費（期末一時扶助を含む）・入院患者日用品費・介護施設入所者基本生活費・加算の最低生活費認定額）」に係る情報・データが保存されていますか。

(1) 現在保護受給中の世帯

ア 網羅的に保存されている **815** **90%**

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
486 60%	230 28%	54 7%
エ データと紙媒体で網羅的に保存		
45 6%		

イ 網羅的には保存されていない **91** **10%**

【保存されていない情報・データの範囲】

ア 作成から5年経過したすべての世帯（10割）	イ 作成から5年経過した大半の世帯（7～9割）	ウ 作成から5年経過した半数程度の世帯（4～6割）
25 27%	8 9%	9 10%
エ 作成から5年経過した一部の世帯（3割以下）	オ その他	
13 14%	36 40%	

【保存されていない理由】

ア システム及び紙媒体とともに保存期間満了した場合は廃棄	イ システムはシステム事業者の変更、システム改修のタイミング、紙媒体は保存期間満了により廃棄	ウ その他
8 9%	60 66%	23 25%

(2) 保護廃止世帯

ア 網羅的に保存されている **672** **74%**

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
75 11%	559 83%	12 2%
エ その他		
26 4%		

イ 網羅的には保存されていない **234** **26%**

【保存されていない情報・データの範囲】

ア 調書作成後5年経過したすべての世帯（10割）	イ 調書作成後5年経過した大半の世帯（7～9割）	ウ 調書作成後5年経過した半数程度の世帯（4～6割）
21 9%	9 4%	5 2%
エ 調書作成から5年経過した一部の世帯（3割以下）	オ 廃止後5年経過したすべての世帯（10割）	カ 廃止後5年経過した大半の世帯（7～9割）
3 1%	76 32%	29 12%
キ 廃止後5年経過した半数程度の世帯（4～6割）	ク 廃止後5年経過した一部の世帯（3割以下）	ケ その他
10 4%	9 4%	72 31%

問1－2 平成25年8月以降の「保護決定調書」に係る情報・データ（システム内のバックデータを含む）により、各種加算の内訳（加算名、金額）まで確認できますか。

（1）現在保護受給中の世帯

ア 各種加算の内訳まで確認できる	イ 各種加算の内訳は確認できない	ウ その他		
803	89%	48	5%	55 6%

（2）保護廃止世帯

ア 各種加算の内訳まで確認できる	イ 各種加算の内訳は確認できない	ウ その他		
711	78%	98	11%	97 11%

問1－3 平成25年8月以降の「保護決定調書」に係る情報・データ（システム内のバックデータを含む）により、勤労控除の内訳（基礎控除・新規就労控除・20歳未満控除、それぞれの金額）まで確認できますか。

（1）現在保護受給中の世帯

ア 勤労控除の内訳まで確認できる	イ 勤労控除の内訳は確認できない	ウ その他		
784	87%	71	8%	51 6%

（2）保護廃止世帯

ア 勤労控除の内訳まで確認できる	イ 勤労控除の内訳は確認できない	ウ その他		
683	75%	134	15%	89 10%

問2 平成25年8月以降の「保護台帳（世帯主氏名・居住地・現在地、各世帯員氏名及び生年月日）」に係る情報・データが保存されていますか。

(1) 現在保護受給中の世帯

ア 網羅的に保存されている

906	100%
-----	------

ア 回答日時点及び平成25年8月以降の過去データ	イ 回答日時点のデータのみ	ウ その他
691	76%	141 16% 41 5%

※ 内訳を精査中のため、内訳の合計と総数（906）が一致しないことに留意。

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
491	56%	244 28% 99 11%
エ その他		
39	4%	

イ 網羅的には保存されていない

0	0%
---	----

(2) 保護廃止世帯

ア 網羅的に保存されている

703	78%
-----	-----

ア 廃止時点及び平成25年8月以降の過去データ	イ 廃止時点のデータのみ	ウ その他
366	52%	307 44% 30 4%

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
71	10%	571 81% 22 3%
エ その他		
39	6%	

イ 網羅的には保存されていない

203	22%
-----	-----

【保存されていない情報・データの範囲】

ア 廃止後5年経過したすべての世帯（10割）	イ 廃止後5年経過した大半の世帯（7～9割）	ウ 廃止後5年経過した半数程度の世帯（4～6割）
87	43%	31 15% 11 5%
エ 廃止後5年経過した一部の世帯（3割以下）	オ その他	
14	7%	60 30%

【保存されていない理由】

ア システム及び紙媒体とともに保存期間満了した場合は廃棄	イ システムはシステム事業者の変更、システム改修のタイミング、紙媒体は保存期間満了により廃棄	ウ その他
33	16%	107 53% 63 31%

問3 平成25年8月以降の「ケース記録票」に係る情報・データが保存されていますか。

(1) 現在保護受給中の世帯

ア 網羅的に保存されている

870	96%
-----	-----

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
422	49%	71
エ その他		8%
80	9%	297
		34%

イ 網羅的には保存されていない

36	4%
----	----

(2) 保護廃止世帯

ア 網羅的に保存されている

426	47%
-----	-----

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
61	14%	294
エ その他		69%
38	9%	33
		8%

イ 網羅的には保存されていない

480	53%
-----	-----

【保存されていない情報・データの範囲】

ア 廃止後5年経過したすべての世帯(10割)	イ 廃止後5年経過した大半の世帯(7~9割)	ウ 廃止後5年経過した半数程度の世帯(4~6割)
208	43%	98
エ 廃止後5年経過した一部の世帯(3割以下)	オ その他	20%
31	6%	106
		22%

【保存されていない理由】

ア システム及び紙媒体とともに保存期間満了した場合は 廃棄	イ システムはシステム事業者の変更、システム改修のタ イミング、紙媒体は保存期間満了により廃棄	ウ その他
76	16%	185
		39%
		219
		46%

問4～5の質問は、平成25年8月以降に保護を受給した世帯に係る保護決定通知書又は保護台帳について、情報・データが網羅的に保存されてない世帯が存在する自治体に限り回答。（問1の（1）と（2）の両方またはどちらかで「イ 網羅的には保存には保存されていない」を選択した自治体が対象）

回答対象自治体数

167	18%
-----	-----

問4－1 「ケース番号登載簿（世帯主氏名、住所、保護開始年月日、保護停廃止・却下年月日）」に係る情報・データが保存されていますか。

ア 網羅的に保存されている

134	15%
-----	-----

ア 回答日時点・廃止時時点及び平成25年8月以降の過去データ	イ 回答日時点・廃止時時点のデータのみ	ウ その他
27	20%	69

※ 内訳を精査中のため、内訳の合計と総数（134）が一致しないことに留意。

イ 網羅的には保存されていない

33	4%
----	----

<参考>網羅的には保存されていない33自治体の状況（自治体への追加照会結果）

網羅的に保存しているが、正確ではない可能性がある	4	12%
一部保存	21	64%
不明	8	24%

問4－2 「ケース番号登載簿（世帯主氏名、住所、保護開始年月日、保護停廃止年月日）」により、世帯主以外の世帯員の保護開始年月日、保護停廃止年月日まで確認できますか。

ア 確認できる	イ 確認できない	ウ その他
61	37%	82

49%

24

14%

問5 「保護決定調書」「保護台帳」「ケース記録票」「ケース登載簿」（システム上のデータを含む）では、平成25年8月以降の貴自治体で保護を受給した世帯に係る世帯員情報（世帯主除く）を把握できない世帯が存在する自治体に対してお伺いします。生活保護法関係文書・システム内のデータ以外で、平成25年8月以降の貴自治体で保護を受給した世帯に係る世帯員の情報・データ（世帯員氏名、それぞれの生年月日、保護の受給期間など）を確認する方法がありますか。

ア 確認する方法がある	イ 確認する方法がない又は分からぬ
24	234

問6 平成25年8月以降の「保護申請却下決定通知書（原義）」に係る情報・データが保存されていますか。

ア 網羅的に保存されている

241	27%
-----	-----

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
52	22%	147
エ その他	61%	20

22

9%

8%

イ 網羅的には保存されていない

665	73%
-----	-----

【保存されていない情報・データの範囲】

ア 作成から5年経過したすべての世帯（10割）	イ 作成から5年経過した大半の世帯（7～9割）	ウ 作成から5年経過した半数程度の世帯（4～6割）
412	62%	86
エ 作成から5年経過した一部の世帯（3割以下）	才 その他	26

31

5%

110

17%

4%

【保存されていない理由】

ア システム及び紙媒体ともに保存期間満了した場合は廃棄	イ システムはシステム事業者の変更、システム改修のタイミング、紙媒体は保存期間満了により廃棄	ウ その他
138	21%	255

38%

272

41%

問7 平成25年8月以降の「保護廃止（停止）決定通知書（原義）」に係る情報・データが保存されていますか。

ア 網羅的に保存されている

297	33%
-----	-----

【保存媒体】

ア システム及び紙媒体	イ システムのみ	ウ 紙媒体のみ
45 15%	183 62%	16 5%
エ その他		
53 18%		

イ 網羅的には保存されていない

609	67%
-----	-----

【保存されていない情報・データの範囲】

ア 作成から5年経過したすべての世帯（10割）	イ 作成から5年経過した大半の世帯（7～9割）	ウ 作成から5年経過した半数程度の世帯（4～6割）
309 51%	111 18%	29 5%
エ 作成から5年経過した一部の世帯（3割以下）	オ その他	
34 6%	126 21%	

【保存されていない理由】

ア システム及び紙媒体とともに保存期間満了した場合は 廃棄	イ システムはシステム事業者の変更、システム改修のタ イミング、紙媒体は保存期間満了により廃棄	ウ その他
119 20%	223 37%	267 44%